

村民の皆様へ

新ごみ処理施設建設計画の白紙撤回を求める理由

2007年7月1日

白馬新ごみ処理施設を考える連絡協議会

会長 宮田温巳

日ごろ、“白馬新ごみ処理施設を考える連絡協議会”の活動にご理解をいただき、有難うございます。

私たちが新ごみ処理施設建設計画の白紙撤回を求めてているのは、村民の安全と健康と生活、そして白馬の自然景観と澄んだ空気を守るためです。その根拠は、

1. 候補地とされた“飯森地区”が、ごみ処理施設の建設地として適切な場所ではないこと
2. もっと焼却ごみの減量に努めてから、それに見合った小規模の最適な施設を検討すべきであること
3. 用地選定の手続きと選定方法が不適切であること です。

これらの根拠について、もう少し詳しくご説明します。

1. 活断層の安全性……村民の安全が確保されない

“飯森地区”は位置が不確かな活断層のすぐ傍です。このことは広域連合も認めていますが、この活断層から 50m離せば問題ないとして、用地選定委員会でもそれ以上の具体的な検討を行っていません。しかし 50mの根拠とした中信地区廃棄物処理検討委員会でも、活断層から 50m離せば安全とは言っていませんし、当該地近くの地質調査では、地盤が軟弱であることが村誌にも記述されています。

このような土地は到底安全とは言えず、選定に当たっては最も避けるべき地区と考えます。

当該地の調査を行った信州大学副学長小坂共榮先生（専門：構造地質学）の講演会が、7月9日19時から商工会議所2階にて行われますので、是非聴講にお出かけください。

2. 排ガスの影響……白馬の空気が汚染され、村民の健康への影響が懸念される

ごみ焼却設備の環境影響で、最も重要なのは排ガスの影響ですので、用地選定の段階で排ガスの影響が最も少ない地区を選定すべきですが、用地選定委員会では、用地が決まってから環境影響調査を行うとして、排ガスの影響についての検討が全く行われていません。

広域連合は、「国の排ガス基準は、人体や環境への影響がないように定められた」と言っていますが、これは全くの間違いです。排ガス基準は、煙突の出口の値として、ここまで許容できるという数値であって、地上での人体への影響を判断する基準ではありません。

煙突から排出された有害ガスが風などで薄められて、地上でどの程度の有害性があるかが問題なのです。山で囲まれた白馬村では、風が弱く薄められ難いので、盆地内の飯森地区は適切な場所ではないと考えます。

現状よりダイオキシン類は減りますが、硫黄酸化物は大幅に増加し、ばいじんや窒素酸化物等も増加しますので、呼吸器疾患、アトピー疾患、その他の健康被害や、土壤汚染による農産物への影響や希少動植物への影響が懸念されます。

さらには、この白馬の澄んだ空気が、都会と同じ感覚で汚染されるのは我慢がなりません。

3. 景観と観光客への影響…観光客の減少、移住者の減少をもたらし、白馬村が衰退する

白馬村は、「村ごと自然公園・白馬」と唱って観光客を誘致していますが、その心は村民憲章にも示されているとおりです。また、県の景観条例では、白馬村の主要地域を「景観育成重点地域」に指定して、景観の育成を規定しています。しかし、用地選定委員会では県条例を考慮せず、景観についての検討を全く行っていません。

飯森地区のオリンピック道路際にある中部電力の鉄塔の高さが 34mです。この高さから建屋 25m程度、煙突高さ 50m程度を想像してください。村の中央部、長野・松本からの入り口部に、このような大きなごみ焼却場の建造物が建つわけですから、白馬の自然景観を損なうと共に村のイメージを損なうことは明らかです。また、白馬の空気は都会並みと宣伝しているようなものです。

ただでさえ減少している観光客の更なる減少や移住者の減少を招き、村の衰退に繋がる考えます。

4. 財政への圧迫

既設の焼却設備はまだ起債償還が終っておらずあと 10 年程度使用できるのに、新しく作りかえるのは税金の無駄使いです。皆様の家計を考えてみてください。ローンがまだ残っていて寿命のある車や家電製品を、新型が出た、今特別割引をしていてお得です、ということで買い換えていたら破産してしまうでしょう。お金が沢山あれば構いませんが、白馬村の財政は逼迫しています。今作ることはさらに財政を圧迫することになります。このようなことをしていたら、夕張の二の舞になりかねません。

5. ごみの減量化…もっとごみを減らしてからごみ処理施設を考えましょう

平成 16 年度の白馬村のリサイクル率は 19.2%で、県下 111 市町村中 90 位です。小谷村は 86 位、大町市は 18%で 95 位です。県の平均は 23.6%、最も高いのは坂井村の 90.5%です。広域連合では、平成 22 年度に 24%の目標ですが、ほぼ平成 16 年度の県の平均値並みで、もっとリサイクル率を上げる必要があります。

リサイクル率が高くなればごみの焼却量が少なくなり、焼却設備も小さくて済みますし排ガス量も少なくなります。今、広域連合の焼却設備を作れば、たとえ白馬のごみを減ら

しても大町からのごみを燃やしますので、排ガス量はたいして減りません。

既設の焼却設備はまだ 10 年程度の寿命がありますので、飯森地区のごみ処理施設建設は白紙撤回し、既設の焼却設備が使える間に行政と協力してごみの減量化に努め、その上でそれに見合ったごみ処理施設を検討すべきと考えます。

6. 用地選定手続きの不適切

広域連合は、適切な手順に基づいて客観的に選定したと言っていますが、下記の 2 点で適切な選定とは到底言えません。

(1) 「ごみ処理広域化基本計画」を策定した「ごみ処理広域化基本計画検討委員会」は、学識経験者や住民代表を含む委員で構成されており、この報告書に付属する提言書では、特に重視すべき施策として「建設地の選定作業にあたっては透明性が重要であることから、選定経過を含めて公表し、住民の理解を得ながら実施されたい」と提言しています。しかし、具体的な用地選定は、住民・学識経験者は勿論広域連合議会議員も参加させず、行政の関係者のみで構成する「ごみ処理施設用地選定委員会」にて非公開で行われ、絞り込み状況は広域連合議会議員にも知らせらず、ご承知のとおり最終決定してから公表しています。(これらのこととは、各種委員会の議事録が公開され、これらを精査することにより明らかになりました)。

このことについて、上記検討委員会の委員長である松岡英子信州大学教授も、大変遺憾であるとのコメントを寄せています。

(2) 学識経験者が入らずに技術的に素人の行政関係者が選定を行っていますので、用地選定作業にあたっては、コンサルの作成した報告書案をもとに進められ、技術的な検討が加えられていないため(これも議事録が公開されて判明しました)、上記 1 ~ 5 に記述しましたような基本的な検討事項の欠落や、独断的・作為的な判断が随所に見られます。特に、選定の基本として“生活環境”的保全を図るとしながら、配慮されたのは大町市が指定した住居系及び商業系の用途地域及び風致地区のみで、用途地域の指定をしていない白馬村・小谷村は、生活環境の配慮が全くされていません。

村民の安全、健康、生活を守る選定になっていません。そして白馬の自然景観と澄んだ空気に配慮した選定になっていません。

主要な問題点をいくつかご紹介しましたが、これ以外にも多くの問題点があります。このようなことから、今回決定したごみ処理施設建設候補地の“飯森地区”は不適切ですので、この決定を白紙撤回した上で、行政と協力してごみの減量化を検討して実施し、その結果を踏まえてごみ処理施設を検討することを提案するものです。

今後とも、“白馬新ごみ処理施設を考える連絡協議会”的活動にご支援をいただきたく、お願い致します。